

## 環境政策における予防的方策・予防原則のあり方に関する研究会 報告書（平成 16 年 10 月）の概要

平成 24 年 12 月 11 日

### 1 目的・内容

環境省の主催により、予防的取組方法及び予防原則の考え方について環境政策分野におけるあり方の検討に資するため、国内外の基本的な情報を収集・整理し、それに基づいて 11 名の委員により検討が行われた（2003 年 12 月から 2004 年 8 月まで計 6 回開催）。

### 2 報告書内容

- (1) はじめに
- (2) 国際協定等における「予防」の位置付け
- (3) 諸外国や国際機関における「予防」の状況
- (4) 我が国における「予防」の取扱い
- (5) 「予防」に関する国際的な議論の動向
- (6) 「予防」に関する課題（提言）

今後更に科学技術が進歩し、また、人間活動が量的に拡大するとともに質的にも多様化する中で、人間の行動が環境に様々な面で複雑で、ときに重大な影響を与えていくことが予想される。このため、科学的不確実性のある状況下で適切に判断し行動するための「予防」の考え方は、今後ますます重要になっていくと考えられる。

このため、まずは、環境基本計画に基づき、様々な分野で予防的取組方法に基づいた取組を推進していくことが重要である。また、今後予定される環境基本計画の見直し作業の中で、これまでの実施状況を踏まえ、「予防」の考え方を更に充実強化していくことが必要である。

本研究会では、「予防」に関して様々な見解が錯綜している状況に鑑み、基本的な情報の整理に重点を置いて検討を行ってきたが、今後は、この報告を活用し国民の各層の間で広く「予防」に関する理解を進めるとともに、我が国の環境政策における「予防」の適用のあり方や枠組みについての検討をさらに進めていくことが必要であると考えられる。

また、「予防」に関しては、今後とも先進国のみならず途上国も含め国際的に様々な議論が進められていくべきものであり、我が国としても、国際的な議論に参加・貢献するとともに、国際的な議論を推進していくための方策について検討していく必要がある。

なお、現在我が国では、precaution は一般的には「予防」と翻訳されているため、本報告書でも「予防」という用語を使用した。しかし、先に述べたように現行法令の中には、本報告書とは異なる意味の『予防』が多数使用されていることを踏まえると、precaution の考え方を将来法律・政令に明記する必要性が生じたときのことを考えれば、『予防』という用語以外に、科学的不確実性のある状況下で適切に判断し行動するという意味での適切な用語についても検討しておく必要があると考えられる。



**環境政策における予防的方策・予防原則の  
あり方に関する研究会報告書**

**平成 16 年 10 月**

環境政策における予防的方策・予防原則のあり方に関する研究会  
委員名簿

大竹 千代子	化学物質と予防原則の会 代表豊橋技術科学大学 非常勤講師
加藤 順子	株式会社 三菱化学安全科学研究所 リスク評価研究センター長
亀山 康子	独立行政法人 国立環境研究所 社会環境システム研究領域環境経済研究室 主任研究員
高村 ゆかり	龍谷大学法学部 助教授
中杉 修身	横浜国立大学 共同研究推進センター 客員教授
中館 俊夫	昭和大学医学部 教授
細見 正明	東京農工大学工学部化学システム工学科 教授
村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域研究室 教授
安井 至	国際連合大学 副学長
柳 憲一郎	明治大学法科大学院 教授
渡邊 信	独立行政法人 国立環境研究所 生物圏環境研究領域長

( : 委員長、五十音順、敬称略)

## 環境政策における予防的方策・予防原則の あり方に関する研究会報告

### 1. はじめに

環境影響の発生の仕組みや影響の程度などについて科学的な不確実性が存在する場合に環境政策決定者はどのように取り組むべきかという問題は従来から存在したが、科学技術の進展が著しく、また、人間活動が量的に拡大するとともに質的にも多様化し、それが地球環境全体にも影響を与えるおそれのある現代社会においては、特に重要な視点となってきた。

このため、科学的な不確実性が存在する状況のもとでの政策決定の考え方として、予防的取組方法( precautionary approach )(注1)ないし予防原則( precautionary principle )の考え方が1980年代以降国際的に議論されるとともに、国際協定や各国の国内法及び政策の中に取り入れられてきた。特に、1992年の環境と開発に関するリオ宣言において、予防的取組方法がその第15原則に規定されたことを契機として、「予防」に関する国際協定の規定は増加し続けている。

(注1) 我が国が生物多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書を批准した際の政府としての公定訳において、precautionary approach は「予防的取組方法」と翻訳されていることから、本報告書においては、「予防的取組方法」という用語を使用している。

しかし一方で、牛肉ホルモン事件に見られるように予防原則の適用を巡って世界貿易機関(WTO)の場で欧州連合(EU)と米国との論争が生じ、また、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)の交渉やヨハネスブルクサミットにおける実施計画書の交渉において「予防的取組方法」と「予防原則」のどちらを用いるかについて激しい議論が行われる等、「予防」について国際的に様々な議論が行われている。

このため、本研究会は、環境政策における「予防的取組方法」及び「予防原則」について、そのあり方の検討に資するため、内外の基本的な情報を収集し、検討することを目的に設置された。

本報告書では、国際協定、諸外国や国際機関、我が国における「予防」の状況を整理し、国際的な議論の動向を把握するとともに、今後の課題についての提言を行っている。(注2)

(注2) 本報告書において議論されている precaution については、これまで通常「予防」と翻訳されてきていることから、本報告書においても「予防」と表記す

ることとした。一方、公害健康被害の補償等に関する法律における「被害を予防する事業」のように、本報告書で議論されている「予防」とは異なり、むしろ被害の未然防止という意味で用いられている用語が我が国法令中に多数存在するため、これについては『予防』と表記している。

## 2. 国際協定等における「予防」の位置付け

1980年代以降、国際協定等において科学的不確実性を前提とした規定を置く例が出てきている。

主要な国際協定の中で最も早く「予防」が用いられたのは、オゾン層の保護のためのウィーン条約(1985年)及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(1987年)である。「予防措置」とは何かという定義ないし説明は行われていないものの、いずれも前文において「予防措置」という用語が用いられており、オゾン層の破壊の仕組みについての科学的な確実性が十分ではない状況の中において国際協定が合意されたことに意義があると評価されている。

1992年の「環境と開発に関するリオ宣言」第15原則は、法的拘束力のない宣言ではあるものの、「予防」に関しての考え方を比較的具体的に示しており、これが現在国際的に最も広く合意されている「予防」に関する考え方となっている。そこでは、

- 1)「深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合」においては、
- 2)「完全な科学的確実性の欠如」が、
- 3)「費用対効果の大きな対策」を
- 4)「延期する理由として使われてはならない。」

とされている。

1992年以降の主要な国際協定等において、「予防」という用語ないし科学的不確実性が存在する場合についての考え方が記述されている例は、気候変動に関する国際連合枠組条約(1992年)、生物の多様性に関する条約(1992年)、マーストリヒト条約(による欧州共同体を設立する条約の改正)(1992年)、ロッテルダム条約(PIC条約)(1998年)(注3)、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)(2001年)、持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルクサミット)実施計画書(2002年)など多数にのぼっている。ただし、その中でリオ宣言第15原則とは異なる「予防」の定義を行っている国際協定等は見られない。また、多くの国際協定等における「予防」についての記述は、実体的規定ではなく、前文、条約の目的ないし原則における考え方の一つとして示されており、その考え方が実体的規定にどのように反映されているかについては必ずしも明らかでない状況にある。さらに、用いられている用語も、「予防的取組方法<precautionary approach>」、「予防原則<precautionary principle>」あるいは「予防措置<precautionary measures>」等様々である。

(注3) 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前  
のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約

その中で、マーストリヒト条約(による欧州共同体を設立する条約の改正)(1992年)は、「予防原則」という用語を初めて用いた国際協定である。このマーストリヒト条約の規定振りは、2004年6月にEU首脳会議で採択された欧州憲法案においても引き継がれている。

また、最近の国際協定の中で、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)の1996年の議定書は、締約国の一般的義務として、「予防的取組方法を適用し、海洋環境に持ち込まれた廃棄物その他の物が害をもたらすおそれがある場合には、投入及びその影響との因果関係を証明する決定的な証拠があるか否かを問わず、この考え方にしがいが適切な防止措置をとる。」旨規定している。また、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(2000年)は、単に「予防」に関する考え方にとどまらず、輸入される遺伝子組換え生物がもたらす悪影響に関しての科学的な確実性がないことは輸入国が輸入に関する禁止等の措置を取ることが妨げない旨を規定して、「予防」の考え方を根拠とした具体的な措置に関する規定を設けており、これらは予防に関する新しい動きとなっている。

一方で、「予防」に関連して国際的な論争が生じている。世界貿易機関(WTO)においては、牛肉ホルモン事件についてEUと米国との間で予防原則に基づきEUが行った貿易制限の正当性が争われ、また、「予防的取組方法」か「予防原則」のどちらの文言を使用するかという問題について、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)の交渉やヨハネスブルクサミットにおける実施計画書の交渉において激しい議論が行われた。この背景には、求められる環境保護の水準に対する考え方の違いや、「予防」という新しい考え方が乱用された場合に技術革新等に及ぼす悪影響、「予防」が恣意的に適用されるおそれ、特に「予防」の考え方に基づいて恣意的な貿易制限が行われるのではないかという懸念が存在していると考えられる。

他方、科学者や環境活動家の中には、政府機関や国際機関とは異なった予防の考え方も登場している。例えば、予防原則についてのウィングスプレッド宣言(1998年)では、従来のリスクアセスメントに代わる新しい概念としての「予防原則」を採用するよう呼びかけている。

### 3. 諸外国や国際機関における「予防」の状況

#### (1) 諸外国の環境法における「予防」の状況

欧州連合（EU）における規則・指令や、諸外国の国内法においても、「予防」に関する規定が置かれているものがある。

欧州連合（EU）について見ると、電気電子機器に含まれる特定有害化学物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令〈RoHS 指令〉（2003 年）においては、新たな規制物質の追加に当たって、常に予防原則を考慮に入れながら調査をすべきものとされている。また、化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則案〈REACH〉（2003 年）は、予防原則に基づくものであることが明記されている。

また、スウェーデンでは、従来の様々な環境法を一本に取りまとめた環境法典（1998 年）の中で、「予防措置」や「予防」という用語が用いられている。

カナダでは、カナダ環境保護法（1999 年改正）において、リオ宣言第 15 原則と同様に定義された予防原則を 5 つの指針の 1 つに据えているほか、国定海洋保全地域法（2002 年）、環境影響評価法（1992 年）、海洋法（1996 年）等においても予防的取組方法・予防原則の適用を図る旨の記述が見られる。また、州法レベルにおいてもケベック州法の絶滅危惧種又は危急種に関する法律（1989 年）や公衆衛生法（2001 年）などにおいて、予防措置という記述が見られる。

米国については、連邦法においては予防的取組方法・予防原則に言及したものは見当たらない。しかし、州法や市条例については、カリフォルニア州の健康安全コード（ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDF）に関する章）（2003 年）やサンフランシスコ市の環境コード（2003 年）のように、規定中に予防的取組方法又は予防原則という用語を用いたものが存在する。また、連邦法についても、用語に拘わらず様々な法律において既に「予防」の考え方が反映されているとの指摘は少なくない。例えば、後述する OECD の報告書では、米国の寄稿に基づき、国内環境法に「予防」の考え方を適用した例として CFC の規制に関する大気浄化法（Clean Air Act）の改正等を挙げている。

## （2）国際機関などにおける「予防」の検討状況

「予防」の考え方を巡って国際的な議論が行われていることを踏まえて、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関や各国政府においても、「予防」の考え方に関する検討が開始されてきている。

OECD では、2002 年に、貿易と環境合同部会が「不確実性と予防：貿易と環境への影響」という報告書を取りまとめている。報告書の中では、「予防」の概念や要素について整理を行い、国際協定や各国の法規における「予防」の使用例を具体的に示すとともに、今後



特に検討していくべき課題として、「予防」と科学の関係、意思決定に当たったの透明性、「予防」の実施にかかるコスト、開発途上国からの貿易への影響に対する懸念を指摘している。

世界保健機関（WHO）では、2003年に「公衆の健康保護のための予防的枠組み」についてのコメント募集のためのドラフトペーパーを公表した。これは、既知のリスク及び不確実なリスクの双方を統合的に管理するための枠組みについてのプロセスを、問題となる状況の認知、リスクの評価、選択肢の形成、選択肢の評価と採用、措置の実施、措置の評価という段階に分けた上で、それぞれのステップにおいて考慮すべき事項について記述している。

また、欧州委員会（EC）は、2000年に「予防原則に関する委員会コミュニケーション」を公表した。このコミュニケーションは最終的な結論を示すものではないとしているが、その中では、予防原則適用の考え方を関係者に知らせ、また、予防原則に基づく措置が保護貿易主義の偽装的な形態として悪用されることを避けることを目的として、予防原則の構成要素及び予防原則を適用する際のガイドラインを示している。また、このコミュニケーションにおいては、予防原則は国際法の一般原則の1つとなったとしている。

このECのコミュニケーションについては、国連食糧農業機関（FAO）とWHOの共同プログラムである国際食品規格委員会（CODEX）において、米国とECが意見のやりとりを行っている。そこでは、米国がコミュニケーションについて多数の質問を行い、それに対してECが回答するという形でやりとりが行われており、そこから米国の考え方を把握することは難しいものの、ECのコミュニケーションに対する理解を深めることができるものになっている。

英国においては、このECのコミュニケーションを踏まえて、2002年にリスクアセスメントに関する省庁間連絡グループが「予防原則：政策と適用」と題する政策ガイドラインをとりまとめ、関係大臣への報告書（案）としてパブリックコメントにかけている。この中では、予防原則発動の条件、予防原則と他の警戒的な（cautionary）政策との関係、予防原則に基づく応答としての行動に求められる諸原則、及び予防原則を具体的に適用する際の方法についての考え方が示されている。

また、カナダにおいても、2001年にカナダ政府が「予防的取組方法・予防原則に関するカナダの展望」という議論用文書を公表している。ここでは、リオ宣言の第15原則を前提として、予防的取組方法・予防原則についてのいくつかの課題（例えば、適用に当たったの科学的基礎、説明責任、法的問題）などについての検討を行うとともに、予防的取組方法・予防原則の適用に当たったの11の基本原則を提示している。この文書を踏まえて、2003年にカナダ政府は「リスクに関する科学を基礎とした意思決定における予防の適用の

枠組み」と題する文書を公表し、予防の適用における5つの原則と、予防措置における5つの原則をカナダ政府の考え方として示すに至っている。

予防に関する米国政府の考え方についてのまとまった文書はないが、米国行政管理予算局のグラハム情報・規制問題室長の発言（2002年、米国・欧州予防とリスク管理：複雑な社会におけるリスク管理に関する比較事例研究に関する会議）が参考になると考えられる。グラハム室長は、おおむね以下のような発言を行っている。

「予防」は必要で有用な概念であるとしつつ、リスク管理における科学の役割を強調  
予防的取組を支持する一方で普遍的な予防原則については認めず  
リスク評価における予防（慎重な仮定、安全係数）とリスク管理における予防を区別  
リスク管理における予防が極端になった場合の、技術革新への有害性を指摘

なお、世界貿易機関（WTO）においても予防原則の適用が論点となったケースが見られるが、現在までのところ、環境保全の分野において予防原則が議論された例はないため、本研究会においては具体的な検討は行わなかった。

#### 4. 我が国における「予防」の取扱い

##### （1）我が国法令における『予防』の位置付け

我が国の法令において『予防』という用語が用いられている例は10,000件以上と極めて多数であった。環境関係の法令でも、公害健康被害の補償等に関する法律における「健康被害を予防するための事業」、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律における「猟具の使用に係る危険を予防する」等の例が見られる。しかしながら、このような事例における『予防』という用語は、本研究会が検討対象としている科学的不確実性が存在する場合の対応のあり方に関連するものではなく、むしろ被害の未然防止という意味で用いられていることに留意する必要がある。また、「予防原則」ないし「予防的」という用語は、我が国の現行法令中には例が見当たらなかった。なお、関連して「未然防止」や「おそれ」についても現行法令の検索を行った。

##### （2）環境基本法及び環境基本計画における位置付け

環境基本法においては、直接「予防」に言及した記述はないが、第4条において、「環境の保全は、（中略）科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行わなければならない。」と規定されている。この規定について、環境基本法の解説（2002年、ぎょうせい編）において「なお、これは、規制等の施策の策定に際して従来以上に科学的な根拠を要求する等の制約を付するものではなく、深刻な、あるいは、不可逆的な環境の保全上の支障が生じるおそれがある場合には、科学的確実性が不完全である

ことが、環境の保全上の支障の防止のための措置を延期する理由とされるべきでないこと  
はいうまでもない。」と記述されている。

一方、現行の環境基本計画（第2次、平成12年12月閣議決定）においては、環境政策の指針となる4つの考え方の一つとして、「予防的な方策」を定めている。その内容は、おおむねリオ宣言の第15原則に沿ったものであるが、リオ宣言の文言と対比すると、1）対象となる対策を費用対効果の高い対策に限定していないこと、2）対策を延期する理由としないだけでなく、必要に応じ、予防的な対策を講じることを明記していること、の2点が異なっており、リオ宣言第15原則よりも予防的な考え方を積極的に採用していると見ることができる。また、環境基本計画においては、この考え方を踏まえて、各種分野における具体的な取組についても、化学物質対策、オゾン層保護対策、酸性雨対策及び技術開発などに際しての環境配慮などの新たな課題への対応において予防的な考え方を旨記述している。

### （3）個別分野における取扱いの例

個別分野における対策について見ると、「予防」という文言は用いられていないものの、地球温暖化対策、オゾン層保護対策及び遺伝子組換え生物等の使用の場合のような、「予防」の考え方が取り入れられている国際協定の実施のための措置のみならず、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）や特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）の例のように、科学的不確実性を前提としつつ予防的な考え方を踏まえた措置を規定しているものがある。

## 5. 「予防」に関する国際的な議論の動向

以下では、政府レベルで「予防」についての考え方を整理した文書として、ECのコミュニケーション（及び、これに関するCODEXにおけるECと米国のやり取りを含む。）及び英国とカナダの予防に関する文書を取り上げ、予防に関する国際的な議論の動向を見ていくことにしたい。

なお、ECは、CODEXにおける米国の質問に答えて、種差や個人差に関する不確実係数などを用いる手法は科学的なリスク評価の一部としての「慎重な」アプローチであって、このような「慎重な」アプローチも含めた科学的なリスク評価を行っても、なお科学的には十分な確実性を持った判断ができない場合に、「リスク管理」の問題としてどう対処するかという考え方が「予防」であるとしている。

### 1) 「予防」の考え方が適用される場合

ECは、「科学的証拠が不十分であったり、決定的でなかったり、又は不確実である場合

で、環境や人、動物又は植物の健康に与えるであろう潜在的に危険な影響が選択された保護の水準と合致しないような可能性があるとの関心に合理的な理由があることを、暫定的な客観的科学的評価が示している場合」について予防原則を適用するとしている。これは、英国及びカナダの文書においても基本的に同様である。なお、カナダの文書では、適用を特徴づける要件として、決定の必要性、深刻なあるいは不可逆な被害のおそれ、十分な科学的知見の欠如をあげている。

## 2) 2つの局面：行動するか否かの判断と対策内容の決定

一般的には、「予防」の考え方にに基づき行動するかどうか（「予防」の考え方を適用するか否か）の判断と、その場合の対策内容の決定の2つの局面に分けて検討されている。

## 3) 行動するかどうかの判断

行動するかどうかの判断については、いずれの文書も、科学的知見を基礎とすべきであることを前提としている。また、意思決定に当たっては、社会が選択する保護レベルを前提として、その実現のために予防措置が必要か否かという観点から判断がなされることとなる。このような判断は、「科学的には十分に分からない」ことを前提とするものであり、社会的・政治的なものである。

## 4) 措置内容の決定

「予防」の考え方に基づく措置の内容について、EC及び英国の文書がまず記述しているのは、対策内容の幅広さである。予防の考え方に基づく措置は、禁止や規制に限られず、例えば、研究計画の推進、市民への情報提供なども含まれる。

また、いずれの文書も、対策の内容について以下のような原則の必要性を指摘している。

比例原則：措置は、望まれる保護水準と均衡したものでなければならず、ゼロリスクを目指すものであってはならない。

無差別原則：恣意的な扱いを避ける観点から、同様な状況は、客観的根拠がない限り異なるように扱われてはならない。

一貫性：措置は、同様な状況において、又は同様のアプローチを用いて既に取りられている措置と一貫しているべきである。

費用効果分析：行動及び行動しないことの効果と費用について検討することが必要である。

見直し：「予防」の考え方に基づく措置は、科学的不確実性を前提とした暫定的なものであるため、必要に応じて再検討され、見直されなければならない。また、このためにも、技術の進歩やリスクに関する知見の充実など科学的確実性を高めるための措置が必要である。

国際貿易への影響回避：「予防」の考え方は、偽装した保護主義の根拠として機能する可能性があるが、このような状況を避けるため、例えば、複数の選択肢がある場合に

は最も貿易制限的でない手法を適用すべきである。

#### 5) 透明性、説明責任及び公衆関与

いずれの文書も、「予防」の考え方に基づき行動するか否か、及び行動する場合の措置内容の決定は、「科学的には十分に分からない」ことを前提とするものであり、社会的・政治的なものであるため、科学的確実性が高い状況に比べて、より高い透明性、説明責任及び利害ないし関心を有する者の幅広い関与（公衆関与）が必要となるとしている。

#### 6) 立証責任の転換

「予防」の考え方が適用されると、措置の必要性に関する立証責任が、規制等の対策を行う者からリスクを作り出す者に転換するという考え方がある。EC、英国及びカナダの文書においては、一般的には、このような考え方を採用しつつも、具体的に、いつ、どの程度立証責任が転換されるかという問題についてはケースバイケースで判断すべきであるとしている。また、その判断に当たっては、誰が責任や権限を有するのか、誰がタイムリーに情報を提供できるかといった視点から判断されるべきものとしている。

また、いずれにしても「影響がないと証明すること」は不可能であるため、立証責任が転換される場合にも、その内容は、可能な範囲で科学的な情報を提供する責任となると考えられる。

#### 7) 国際的に考えが異なる要素

以上見てきたように、「予防」に関する国際的な議論には共通する要素も多いが、必ずしも国際的に考え方が一致していない要素も存在する。例えば、国際慣習法としての位置付けについては、EC は、予防原則は国際法の一般原則の一つとなったとしているが、カナダは、予防的取組方法・予防原則が国際慣習法におけるルールになっているとは考えていないとしている。

また、EC、英国及びカナダの文書の内容に加えて、米国政府の考え方も考慮すると、考え方の異なる要素の範囲は更に広がる。例えば、「予防」に関する分野横断的な統一ルールの作成については、EC や英国、カナダは原則及びガイドラインの提示という形でルール化に向けた作業を行っているが、米国は、「予防」の考え方の適用は、あくまでケースバイケースであり普遍的な原則はないと考えている。また、「予防」の考え方の前提となる保護水準のレベルについても、EU は、マーストリヒト条約及び欧州憲法案の中で、環境保護については、EU は高度の保護水準を目指すと規定しており、この規定に基づいて国際的に合意された基準以上の保護のための予防措置が講じられ、それが貿易制限につながるような場合には米国等が反発することが考えられる。

#### 8) 「予防的取組方法」と「予防原則」

国際的な合意文書において、「予防的取組方法」という用語を用いるか、あるいは「予防

原則」という用語を用いるべきかという問題について政府間で激しい議論が行われている。しかし、予防原則の定義が明らかになっていないこともあって、用語の問題についての整理は進んでいない状況にある。例えば、カナダ政府は、リオ宣言の定義を引用しつつ予防的取組方法と予防原則を同義として使用しており、今後も、用語を統一するというよりは、むしろ、「予防」の考え方の具体的な適用方法についての議論が深まっていくことが予想される。

## 6. 「予防」に関する課題（提言）

今後更に科学技術が進歩し、また、人間活動が量的に拡大するとともに質的にも多様化する中で、人間の行動が環境に様々な面で複雑で、ときに重大な影響を与えていくことが予想される。このため、科学的不確実性のある状況下で適切に判断し行動するための「予防」の考え方は、今後ますます重要になっていくと考えられる。

このため、まずは、環境基本計画に基づき、様々な分野で予防的取組方法に基づいた取組を推進していくことが重要である。また、今後予定される環境基本計画の見直し作業の中で、これまでの実施状況を踏まえ、「予防」の考え方を更に充実強化していくことが必要である。

本研究会では、「予防」に関して様々な見解が錯綜している状況に鑑み、基本的な情報の整理に重点を置いて検討を行ってきたが、今後は、この報告を活用し国民の各層の間で広く「予防」に関する理解を進めるとともに、我が国の環境政策における「予防」の適用のあり方や枠組みについての検討をさらに進めていくことが必要であると考えられる。

また、「予防」に関しては、今後とも先進国のみならず途上国も含め国際的に様々な議論が進められていくべきものであり、我が国としても、国際的な議論に参加・貢献するとともに、国際的な議論を推進していくための方策について検討していく必要がある。

なお、現在我が国では、precaution は一般的には「予防」と翻訳されているため、本報告書でも「予防」という用語を使用した。しかし、先に述べたように現行法令の中には、本報告書とは異なる意味の『予防』が多数使用されていることを踏まえると、precaution の考え方を将来法律・政令に明記する必要性が生じたときのことを考えれば、『予防』という用語以外に、科学的不確実性のある状況下で適切に判断し行動するという意味での適切な用語についても検討しておく必要があると考えられる。